

庄内観光コンベンション協会令和8年度コンベンション開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、庄内観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）が実施するコンベンション開催補助金の交付事務の取り扱いに際し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「全国規模」とは、コンベンションの参加対象地域の範囲が東北地方を超えるものをいう。

2 この要綱において、「国際規模」とは、コンベンションの参加対象地域が日本を含む2以上の国又は地域であるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するコンベンションを開催する事業（以下「コンベンション開催事業」という。）とする。

- (1) 鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（以下、「庄内2市3町」という。）及び戸沢村で開催される、全国規模以上の学術、文化等の会議及び大会（音楽祭、芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の興行、スポーツ大会その他これらに類するものを除く。）で、会期が1泊2日以上であること。ただし、会期が1日であっても、宿泊を伴い、その前後日にエクスカージョンが開催されるものは対象とする。
- (2) 参加者について、全国規模のものにあつては、国内（山形県内を除く。）及び国外在住者のうち山形県内に宿泊する者の数が100名以上、国際規模のものにあつては、国外在住者のうち山形県内に宿泊する者の数が10名以上であること。
- (3) 営利を目的としないもの、公序良俗に反しないもの及び社会に悪影響を及ぼす恐れのないものであること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。
- (5) 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
- (6) 国又は山形県から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象とする経費は、コンベンションの開催に係る会場費、人件費（地方公共団体職員を除く。）、通信費等とし、参加者の旅費、宿泊費、飲食費、体験費、交流費等の個人給付に該当するものは対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、コンベンション開催事業に係る総事業費からその費用に充てるための会費その他の収入の額を控除した額又は次の算式により算出した額のいずれか低い額とする。

算式

$$A \times 3,000 \text{ 円} + B \times 10,000 \text{ 円}$$

算式の符号

- A 当該コンベンションに参加するために庄内 2 市 3 町及び戸沢村の宿泊施設に宿泊した日本国内（山形県内を除く。）に在住する者の人数
- B 当該コンベンションに参加するために庄内 2 市 3 町及び戸沢村の宿泊施設に宿泊した日本国外に在住する者の人数

備考

算式により算出された額が 6,000,000 円を超えるときは、6,000,000 円とする。

- 2 補助金の額は、協会が定める予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第 6 条 主催者は、コンベンションの開催の 40 日前まで（ただし、令和 8 年 4 月 30 日より前に開催される場合は、開催日の 20 日前の日まで）に次の書類を協会へ提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第 1 号）
 - (2) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (3) 収支予算書（様式第 3 号）
 - (4) 補助金所要額調書（様式 3 号－ 2）
 - (5) 宿泊参加予定確認書（様式 4 号）
 - (6) 当該コンベンションの開催概要が分かる資料
 - (7) 当該コンベンションの主催者の組織概要が分かる資料
 - (8) 会期が 1 日の場合、エクスカージョンの開催概要が分かる資料
- 2 主催者は、前項の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第 7 条 協会は、前条により提出された申請書等を審査のうえ、予算の範囲内において決定し、補助金の額を様式第 5 号により主催者に通知するものとする。

- 2 協会は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 協会は、前条第 2 項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更申請)

第 8 条 前条の決定通知後に、補助金の額の増又は 2 割を超える減がある場合は、協会に対

し次の書類を提出しなければならない。

- (1) 変更申請書（様式第 6 号）
- (2) 事業計画変更書（様式第 2 号）
- (3) 補助金所要額調書（様式第 3 号- 2）
- (4) 収支予算書（変更）（様式第 6 号- 2）
- (5) その他協会が必要と認めるもの

（実績報告）

第 9 条 主催者は、事業完了後 20 日以内、又は令和 9 年 2 月 20 日のいずれか早い日までに次の各号に定める書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（様式第 7 号）
- (2) 事業実績書（様式第 2 号）
- (3) 収支決算書（様式第 8 号）
- (4) 補助金精算額調書（様式第 8 号- 2）
- (5) 宿泊参加者実績確認書（様式第 4 号）
- (6) 宿泊参加者名簿（様式第 9 号）

2 実績報告書の提出にあたり、第 6 条第 2 項ただし書の、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第 6 条第 2 項ただし書により交付の申請をした主催者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第 10 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとし、主催者は協会に対し精算払請求書（様式第 11 号）を提出するものとする。

2 協会が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。主催者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 11 号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助事業の中止または廃止について協会の承認を受けようとするときは様式第 12 号により開催補助事業中止（廃止）承認申請をしなければならない。

（交付取消等）

第 12 条 協会は、次の各号に該当する主催者に対し補助金交付決定を取消し、既に補助金を交付した場合は返還を求めることができる。

- (1) 補助事業中止（廃止）承認申請があった場合
- (2) 本要綱の規定に違反した場合

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。